

関西電力からの報告の概要
(18日14時00分までに受けたもの)

3台ある蒸気発生器(以下「SG」という。)の伝熱管全数(1)について、健全性を確認するためECT(2)を実施(SGに係る定期事業者検査期間は令和2年2月2日から2月18日。)

その結果、B-SGの伝熱管1本及びC-SGの伝熱管1本について、管支持板(3)部付近で、外面からの減肉とみられる有意な信号指示が認められたことから、13時00分、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第3号に定める、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において当該機器等が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第18条及び第56条に定める基準(4)に適合していないと認められたときに該当すると判断。

今後、有意な信号指示があった伝熱管の外観調査等を実施する。

本事象による環境への影響はない。

1：過去に施栓した伝熱管を除きA-SGで3,272本、B-SGで3,248本、C-SGで3,262本、合計9,782本。

2：高周波電流を流したコイルを伝熱管に挿入することで伝熱管に渦電流を発生させ、伝熱管の欠陥により生じる渦電流の変化を電気信号として取り出すことで欠陥を検出する試験(ECT：Eddy Current Test)。全周に対して渦電流の発生と検出を別々のコイルを用いた24組のコイルで伝熱管の欠陥による渦電流の変化を信号として検出する。

3：伝熱管を支持する部品。

4：使用中の亀裂等による破壊の防止に係る基準。第18条は安全上重要な機器等、第56条は常設重大事故等対処設備に属する機器等を対象。